

筑西市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)元年度 の人件費率
2年度	人 103,243	千円 53,528,482	千円 2,116,290	千円 5,727,624	% 10.7	% 13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

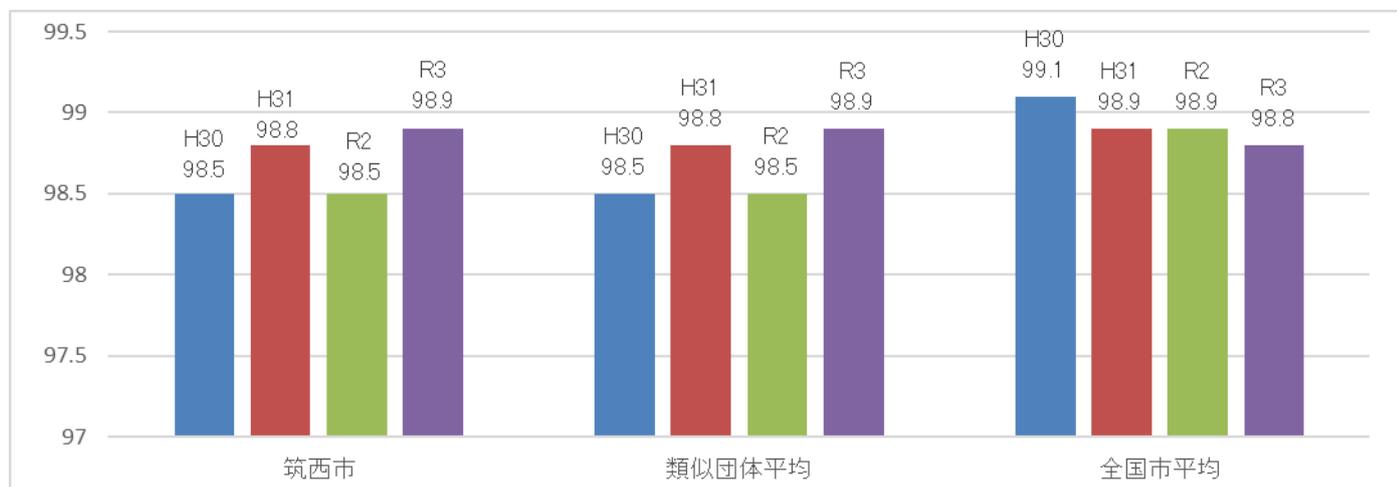
区分	職員数 A	給与				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B		
2年度	人 699	千円 2,380,146	千円 392,306	千円 970,142	千円 3,742,594	千円 5,354	千円 5,060

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。若年層は、引下げなし。高齢層は最大 4 %。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施する。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 3 % に対し、筑西市においても 3 % を支給。
 (実施時期) 平成 18 年 4 月 1 日より実施。

(参考)

	平成 26 年度の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和 2 年度の支給割合	令和 3 年度の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
筑西市の支給割合	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(6) 特記事項

(特別職の給料月額減額措置)

常勤の特別職 (市長、副市長等) については、平成 17 年 12 月から 5 %、平成 19 年度からは市長 15 %、副市長等 10 %、平成 21 年 5 月からは市長 25 %、副市長等 15 %、平成 27 年 7 月からは市長 15 %、副市長等 10 %、平成 30 年 4 月からは市長 5 % の減額 (給料削減措置) を

実施している。

(特殊勤務手当の見直し)

平成19年度に特殊勤務手当の見直しを実施し、平成20年度から、清掃作業手当、建設作業手当及び用地交渉手当の支給を廃止した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
筑西市	41.4歳	304,100円	386,415円	334,687円
茨城県	42.4歳	326,241円	411,079円	369,430円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.4歳	304,100円	386,415円	334,687円

※類似団体区分として、筑西市と同じ区分(Ⅲ-0)の都市が存在しないため、「筑西市の額=類似団体の額」

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
筑西市	54.3歳	18人	276,500円	298,244円	287,633円	-	-	-	-
うち給食員	49.3歳	6人	243,200円	254,767円	250,500円	調理士	47.9歳	257,200円	0.99
うち用務員	56.7歳	12人	293,100円	320,017円	306,250円	用務員	50.3歳	235,200円	1.36
茨城県	55.9歳	171人	313,649円	360,239円	341,011円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	-	-	-	-
類似団体	54.3歳	18人	276,500円	298,244円	287,633円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
筑西市	4,782,528円	-	-
うち給食員	3,840,700円	3,421,500円	1.12
うち用務員	4,861,300円	3,186,100円	1.53

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30~令和2年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
筑西市	56.0歳	343,800円	378,900円
茨城県	42.8歳	352,486円	406,249円
類似団体	56.0歳	343,800円	378,900円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		筑西市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	152,700円	—
	中学卒	139,900円	143,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

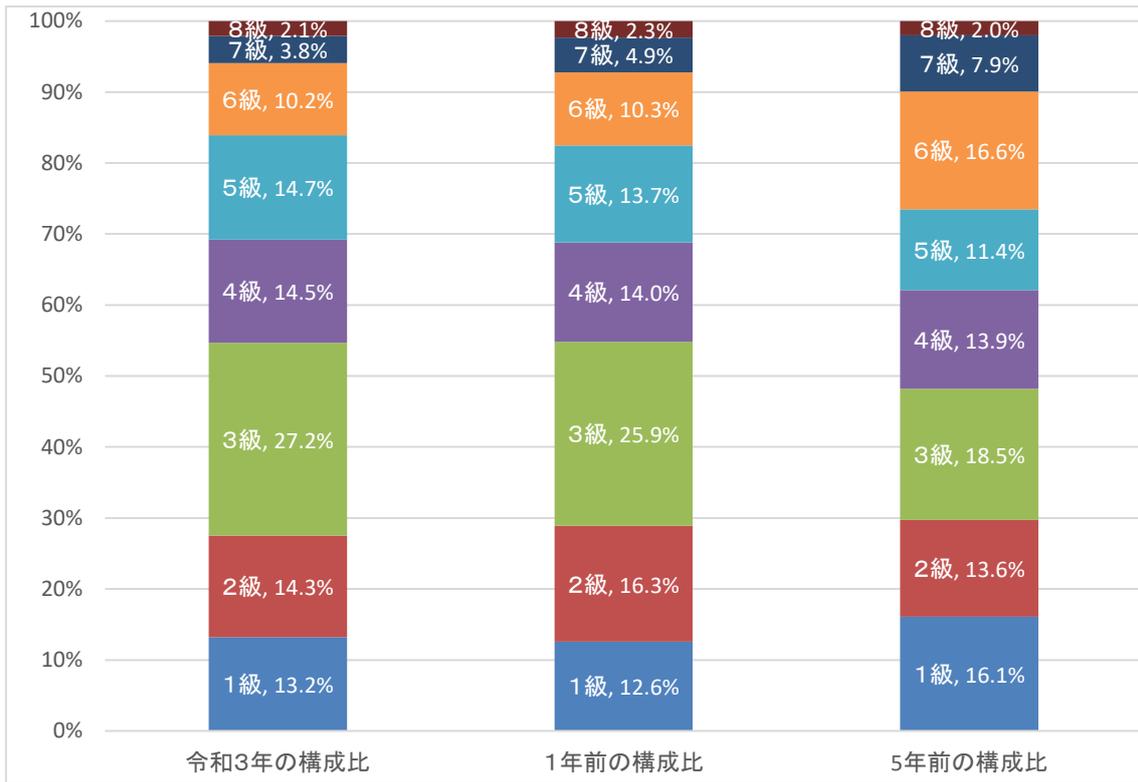
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,400円	365,200円	389,700円	410,000円
	高校卒	220,800円	342,900円	352,200円	393,000円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	329,200円
	中学卒	— 円	281,700円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

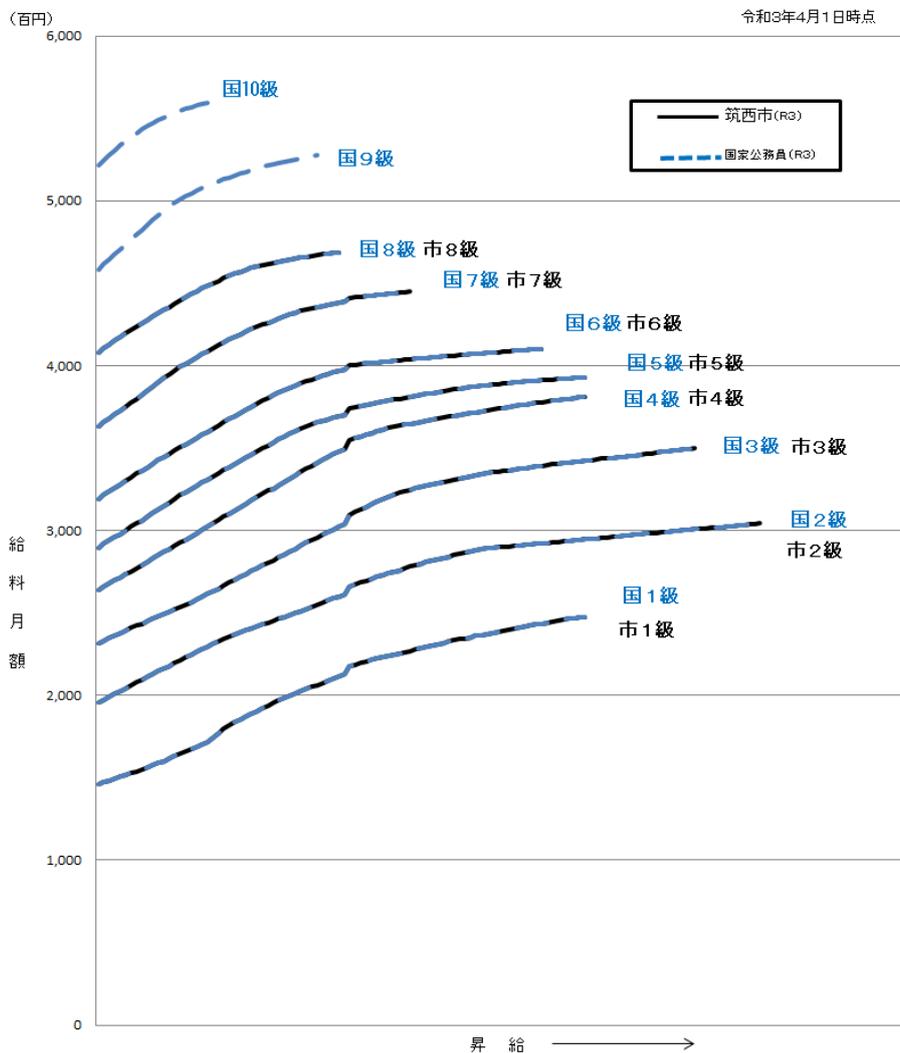
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又は主事補の職務	74人	13.2%	146,100円	247,600円
2級	主事の職務	80人	14.3%	195,500円	304,200円
3級	主幹又は主任の職務	152人	27.2%	231,500円	350,000円
4級	係長の職務	81人	14.5%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐の職務	82人	14.7%	289,700円	393,000円
6級	課長、副参事の職務	57人	10.2%	319,200円	410,200円
7級	次長、参事の職務	21人	3.8%	362,900円	444,900円
8級	部長、理事の職務	12人	2.1%	408,100円	468,600円

- (注) 1 筑西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（筑西市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

筑西市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,470千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,786千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（筑西市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

筑西市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 2～20%）			（定年前早期退職特例措置 2～45%）		
1人当たり平均支給額 11,058千円 22,125千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		82,398千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		117,880円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
筑西市	3%	699人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			3,107千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			26,787円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）			16.6%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税業務手当	市税の徴収業務従事職員	市税の徴収業務	616千円	月額3,000円
	市税の賦課業務従事職員	市税の賦課業務	674千円	月額2,000円
社会福祉業務手当	福祉の措置業務従事職員	福祉の措置業務	671千円	月額3,000円
福祉施設業務手当	保育士、看護師、介護士等	保育、介護等の業務	654千円	月額2,500円
保健指導業務手当	保健師	保健師業務	493千円	月額2,000円
感染症作業手当	感染症等の救護従事職員	感染症等救護業務	0千円	1日につき1,000円
行旅人等死体処理作業手当	行旅人等死体処理従事職員	死体処理業務	0千円	1件につき3,000円
植物防疫作業手当	植物の病虫害駆除従事職員	病虫害駆除	0千円	1日につき400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	94,479千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	159千円
支給実績（平成31年度決算）	184,007千円
職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)	315千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 扶養親族 月額6,500円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 ※行政職給料表8級職員の場合、配偶者・父母等1人につき月額3,500円	同	-	66,598千円	251,313円
住居手当	借家で月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額 月額28,000円	同	-	26,533千円	276,385円

通勤手当	バス等利用者の支給限度額 月額55,000円 自家用車等利用者の支給限度額 月額31,600円	同	-	48,247千円	86,155円
管理職手当	部長 72,000円 次長 59,000円 課長 48,000円	同	-	67,752千円	651,462円
休日勤務手当	勤務1時間につき、給与額に135/100~160/100の範囲で、市規則で定める額を乗じて得た額	同	-	1,407千円	12,676円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料 月 額 等		
給料	市区町村長	909,000円 (957,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 909,000円/909,000円	
	副市町村長	775,000円	775,000円/775,000円	
報酬	議長	449,000円	449,000円/449,000円	
	副議長	405,000円	405,000円/405,000円	
	議員	381,000円	381,000円/381,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(令和2年度支給割合) 市長 1.675月分 副市長 3.015月分		
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 3.350月分		
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給与月額×在職年数×5.5 給与月額×在職年数×3.1	(1期の手当額) 19,998,000円 9,610,000円	(支給時期) 任期満了後 任期満了後
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

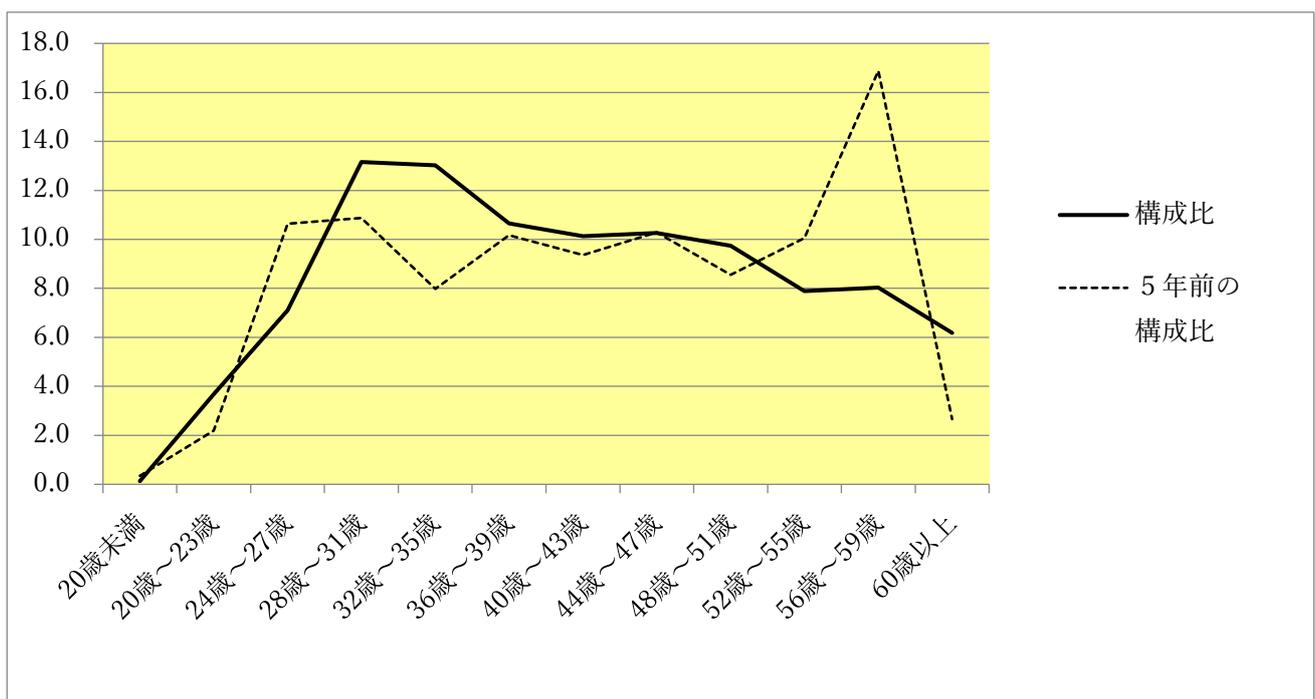
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会・総務・税務	273	279	▲6	業務見直し
		農林・商工	59	59	0	—
		土木	63	65	▲2	業務の見直し
		民生	132	134	▲2	業務の見直し
		衛生	63	61	2	業務増
		計	590	598	▲8	<参考> 人口1万当たり職員数56.70人 (類似団体の人口1万当たりの職員数57.15人)
	教育部門	95	101	▲6	業務見直し	
	消防部門	—	—	—		
	小計	685	699	▲14	<参考> 人口1万当たり職員数65.83人 (類似団体の人口1万当たりの職員数66.35人)	
	公営企業等部門	病院	—	—	—	
水道		18	18	0	—	
下水道		20	21	▲1	業務見直し	
その他		37	38	▲1	業務見直し	
小計		75	77	▲2	業務見直し	
合計		760 [1,079]	776 [1,079]	▲16 [-]	<参考> 人口1万当たり職員数 73.04人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	28人	54人	100人	99人	81人	77人	78人	74人	60人	61人	47人	760人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	573	592	595	586	598	590	17(3.0%)
教育	116	118	110	111	101	95	▲21(▲18.1%)
普通会計計	689	710	705	697	699	685	▲4(0.58%)
公営企業等会計計	176	207	227	77	77	75	▲101(▲57.4%)
総合計	865	917	932	774	776	760	▲105(▲12.1%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	（参考） 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	1,944,967千円	232,820千円	108,867千円	5.6%	5.4%

（注） 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	（参考）市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	16人	67,620 千円	13,042 千円	28,205 千円	108,867 千円	6,804千円	6,045千円

（注） 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和2年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
筑西市	42.0歳	327,328円	555,418円
市町村平均	45.3歳	335,096円	502,816円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

4 職員手当の状況（1）に同じ。

ただし、1人当たりの平均支給額は、1,763千円である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（2）に同じ。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（2）に同じ。

ただし、支給実績（令和2年度決算）は2,010千円、1人当たりの平均支給額（令和2年度決算）は、125,625円である

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		31千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		2,583円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		75%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急出動手当	緊急出動職員	漏水・濁水対応	31千円	出勤1回につき1件 あたり200円
停水処分手当	停水処分事務従事 職員	停水処分事務従事	0千円	停水処分1回につ き200円
塩素取扱手当	送水場及び配水場 に勤務する職員	塩素ボンベ交換に 従事	0千円	1回につき500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	6,041千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	377千円
支給実績（元年度決算）	5,251千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	350千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 扶養親族 月額6,500円 満16歳の年度始めから満22歳の年度 末までの子1人につき5,000円加算 ※企業職給料表8級職員の場合、配偶 者・父母等1人につき月額3,500円	同	-	936千円	234,000円
住居手当	借家で月額16,000円を超える家賃を 支払っている職員に支給 限度額 月額28,000円	同	-	318千円	318,000円
通勤手当	バス等利用者の支給限度額 月額55,000円 自家用車等利用者の支給限度額 月額31,600円	同	-	1,451千円	90,687円
管理職手当	部長 72,000円 次長 59,000円 課長 48,000円	同	-	1,440千円	720,000円
休日勤務手当	勤務1時間につき、給与額に135/100 ～160/100の範囲で、市規則で定める 額を乗じて得た額	同	-	187千円	17,000円